

報告案件一覧表（既存店の変更届出等）

NO	届出日	店舗の名称 (市町村名)	小売業者	変更事項	変更日	市町村 意見	住民意見	県意見
1	16.11.4	京成百貨店 (市川市)	(株)京成ストア (食料品・日用雑貨 販売)ほか	閉店時刻の変更 (午後8時 午後10時)	16.11.5	なし	なし	なし 17.6.1
2	16.11.8	(仮称)マックスバリュ 東習志野店 (習志野市)	イオン(株) (GMS)	廃棄物等の保管施設の位 置変更	16.11.19	なし	なし	なし 17.6.1
3	16.11.9	ケーズデンキ白井パワ フル館 (白井市)	ギガスケーズデンキ (株) (電気器具販売)	閉店時刻の変更 (午後8時 午後9時) ほか	16.11.13	なし	なし	なし 17.6.1
4	16.11.9	ラオックス東習志野店 (習志野市)	ラオックス(株) (電気器具販売) ほか	開店・閉店時刻の変更 (午前10時~午後9時 午前9時~翌午前2 時)ほか	16.11.26	有り (対応済)	なし	なし 17.6.1
5	16.12.10	メガーズ八街店 (八街市)	(株)メガーズ商品 本部 (ゲーム、AV ソ フト、書籍販売)	閉店時刻の変更 (午後8時 午前零時) ほか	16.12.11	なし	なし	なし 17.6.15
6	16.11.11	尾張屋横田店 (袖ヶ浦市)	(株)尾張屋 (食品スーパー)	閉店時刻の変更 (午前10時~午後8 時 午前8時~午後9 時)ほか	16.11.13	有り (対応済)	なし	なし 17.6.24
7	16.11.16	(仮称)館山ファショ ンモール (館山市)	(株)しまむら (衣料品)	荷さばき作業時間帯 (午前9時~翌午前1時 午前6時~午後10 時)	16.12.6	有り (対応済)	なし	なし 17.6.24
8	16.12.10	コジマNEW君津店 (君津市)	(株)コジマ (生活関連専門店)	閉店時刻の変更 (午後8時 午後9 時)ほか	16.12.11	有り (対応済)	なし	なし 17.6.24

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：京成百貨店
- 2 所在地：市川市八幡3丁目1245番地2ほか
- 3 建物設置者：京成電鉄株式会社 代表取締役 花田 力
- 4 小売業者名：株式会社京成ストア（業種：食料品・日用雑貨販売）ほか
- 5 変更しようとする事項

(1) 閉店時刻

(変更前) 午後8時

(変更後) 午後10時

* 1階の(株)京成ストア、新橋食品及び大谷クリーニングのみ

(2) 変更年月日 平成16年11月5日

6 処理経過：

届出日 平成16年11月4日

公告縦覧期間 平成16年11月26日～17年3月26日

説明会 平成16年12月8日 午後7時～ 京成百貨店5階従業員食堂

7 市町村・住民等の意見：

- ・市川市の意見 なし
- ・住民等の意見 なし

8 県の意見 「意見なし」 平成17年6月1日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、営業時間の変更であるが、夜間にかかるものでなく、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく市川市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<店舗概要>

店舗面積：6,177㎡

駐車場の収容台数：なし

駐輪場の収容台数：62台

荷さばき施設の面積：83㎡

廃棄物等の保管施設の容量：32m³

営業時間

開店時刻：午前10時

閉店時刻：午後10時

* 1階の(株)京成ストア、新橋食品及び大谷クリーニングのみ

荷さばき可能時間帯

午前2時～午後9時

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：(仮称)マックスバリュ東習志野店
- 2 所在地：習志野市東習志野6丁目2213番6
- 3 建物設置者：イオン株式会社 代表執行役 岡田 元也
- 4 小売業者名：イオン株式会社（業種：GMS）ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 廃棄物等の保管施設の位置
 - (変更前) 別添図面1
 - (変更後) 別添図面2
 - (2) 変更年月日 平成16年11月19日
- 6 処理経過：
 - 届出日 平成16年11月8日
 - 公告縦覧期間 平成16年11月26日～17年3月26日
 - 説明会 平成16年11月18日開催不要承認
- 7 市町村・住民等の意見：
 - ・習志野市の意見 なし
 - ・住民等の意見 なし
- 8 県の意見 「意見なし」 平成17年6月1日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、廃棄物等の保管施設の位置の変更であり、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく習志野市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<店舗概要>

店舗面積：6,970㎡

駐車場の収容台数：444台

駐輪場の収容台数：385台

荷さばき施設の面積：158㎡

廃棄物等の保管施設の容量：93m³

営業時間

開店時刻：午前零時

閉店時刻：午前零時

駐車場利用可能時間帯

午前零時～翌午前零時

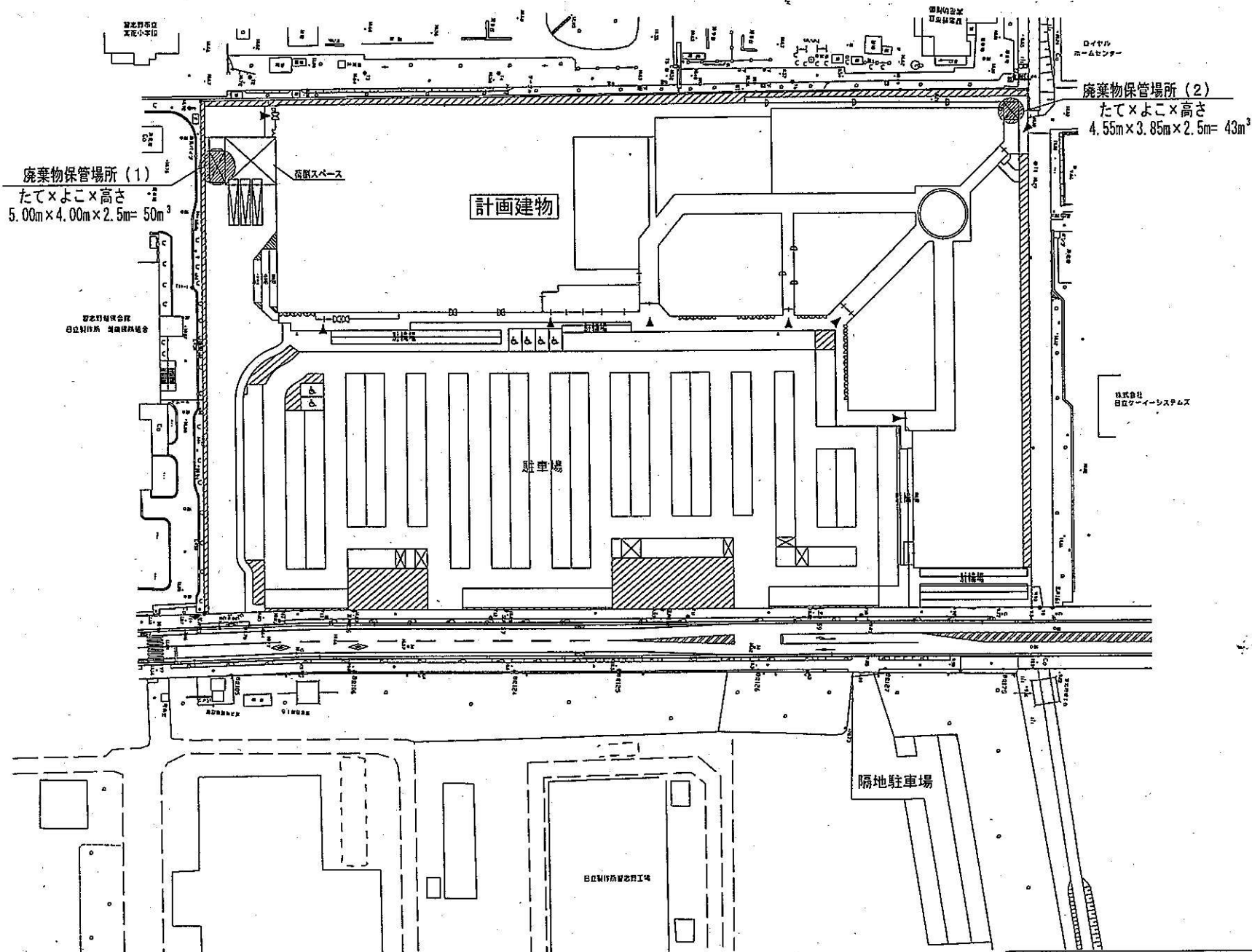
駐車場の出入口の数：3か所

荷さばき可能時間帯

午前5時30分～午後11時

廃棄物等保管施設の配置図 S=1:1,000 変更前

習志野市東習志野六丁目

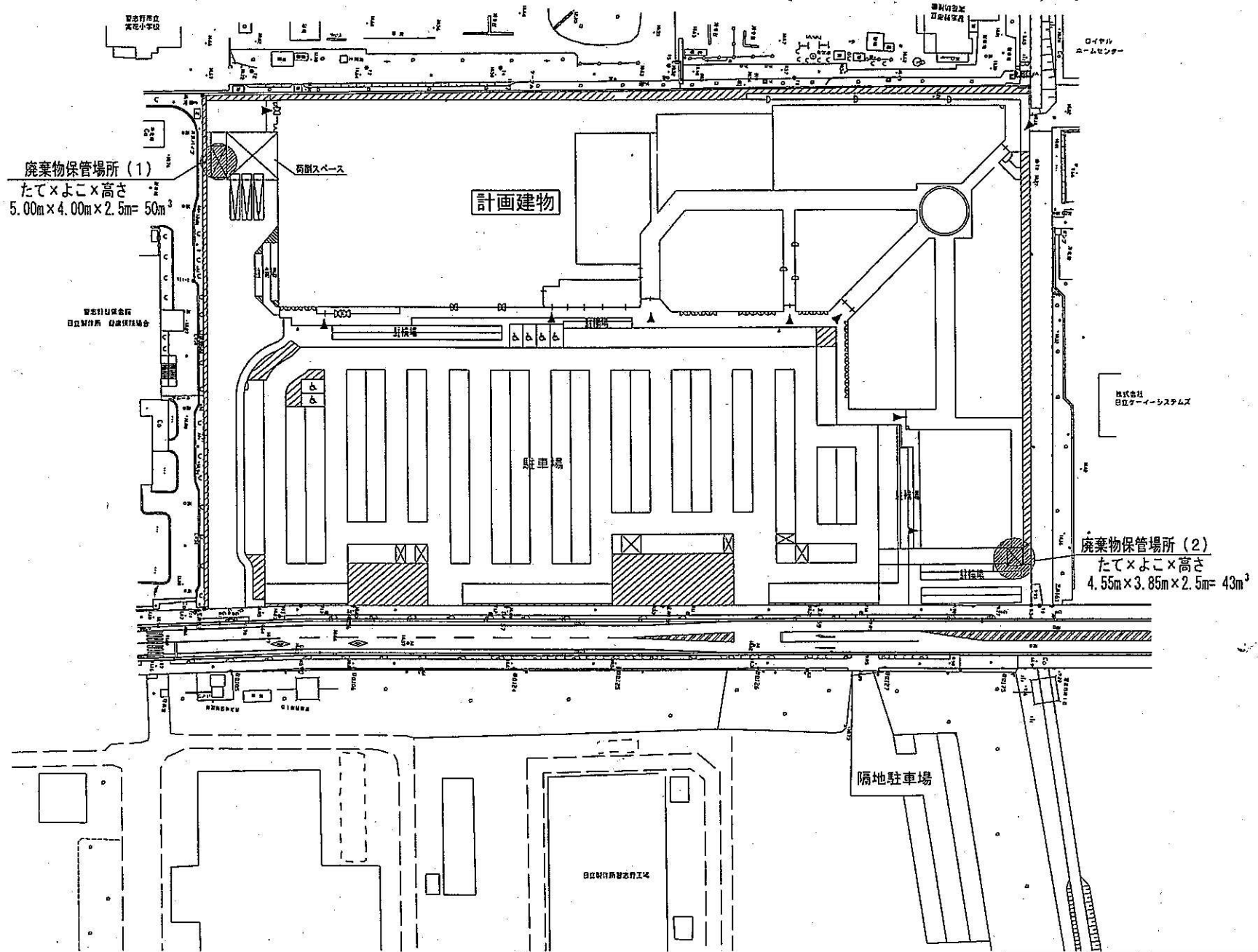


別添図-1 廃棄物等保管施設の配置図 (変更前)
- (S=1/1,000)

廃棄物等保管施設の配置図 S=1:1,000

変更後

習志野市東習志野六丁目



別添図-2 廃棄物等保管施設の配置図 (変更後)
(S=1/1,000)

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：ケーズデンキ白井パワフル館
- 2 所在地：白井市富士字西154番地1ほか
- 3 建物設置者：緑川 明
- 4 小売業者名：ギガスケーズデンキ株式会社 (業種：電気器具販売)

5 変更しようとする事項

(1) 閉店時刻

(変更前) 午後8時

(変更後) 午後9時

(2) 駐車場の収容台数

(変更前) 93台

(変更後) 150台

(3) 駐輪場の収容台数

(変更前) 30台

(変更後) 58台

(4) 来客者が駐車場を利用することができる時間帯の変更

(変更前) 午前9時30分～午後8時30分

(変更後) 午前9時30分～午後9時30分

(5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更

(変更前) 3か所

(変更後) 5か所

(6) 変更年月日 閉店時刻及び来客者が駐車場を利用することができる時間帯の変更

平成16年11月13日

駐車場の収容台数、駐輪場の収容台数及び駐車場の自動車の出入口の数
及び位置の変更

平成17年7月12日

6 処理経過：

届出日 平成16年11月9日

公告縦覧期間 平成16年12月3日～17年4月3日

説明会 平成16年12月11日 午後2時30分～ 富士センター

<店舗概要>

店舗面積：2,200㎡

駐車場の収容台数：150台

駐輪場の収容台数：58台

荷さばき施設の面積：684㎡

廃棄物等の保管施設の容量：49m³

営業時間

開店時刻：午前10時

閉店時刻：午後9時

駐車場利用可能時間帯

午前9時30分～午後9時30分

駐車場の出入口の数：5か所

荷さばき可能時間帯

午前9時30分～午後9時

7 市町村・住民等の意見：

- ・白井市の意見 なし
- ・住民等の意見 なし

8 県の意見 「意見なし」 平成17年6月1日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、旧大型店法から営業していた店舗についての営業に係る閉店時刻の繰下げで、その営業時間は夜間に及ぶものでなく、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす影響は大きくないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく白井市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：ラオックス東習志野店
- 2 所在地：習志野市東習志野7丁目828番地1ほか
- 3 建物設置者：ラオックス株式会社 代表取締役 谷口 好市
- 4 小売業者名：ラオックス株式会社（業種：電気器具販売）ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 小売店舗を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - （変更前）午前10時～午後9時
 - （変更後）午前10時（（株）ブッフェス 午前9時）～午後9時（（株）ブッフェス 翌午前2時）
 - (2) 来客者が駐車場を利用することができる時間帯
 - （変更前）午前9時30分～午後9時30分
 - （変更後）午前8時30分～翌午前2時30分
 - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - （変更前）午前5時～午後10時
 - （変更後）午前5時～翌午前零時
 - (4) 変更年月日 平成16年11月26日
- 6 処理経過：
 - 届出日 平成16年11月9日
 - 公告縦覧期間 平成16年12月3日～17年4月3日
 - 説明会 平成16年12月25日 午後2時30分～、午後6時～
東習志野コミュニティセンター
- 7 市町村・住民等の意見：
 - ・習志野市の意見 有り
 - 実花幼稚園の登園時間が午前8時30分ごろから午前9時までなので、保護者及び園児の安全確保に配慮されたい。
 - ・住民等の意見 なし

< 店舗概要 >

店舗面積：7,581㎡

駐車場の収容台数：356台

駐輪場の収容台数：167台

荷さばき施設の面積：276㎡

廃棄物等の保管施設の容量：40m³

営業時間

開店時刻：午前10時

（（株）ブッフェス 午前9時）

閉店時刻：午後9時

（（株）ブッフェス 翌午前2時）

駐車場利用可能時間帯

午前8時30分～翌午前2時30分

駐車場の出入口の数：2か所

荷さばき可能時間帯

午前5時～翌午前零時

8 県の意見 「意見なし」 平成17年6月1日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、旧大型店法から営業していた店舗についての営業に係る閉店時刻の繰下げで、その営業時間は夜間に及ぶものであるが、全ての予測地点で規制基準値を満足しており、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす影響は大きくないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく習志野市の意見に対して、
実花幼稚園の登園時間する保護者及び園児の安全確保のために、現在2つある駐車場の出入口のうち通園路となっている北側出入口については、利用できる時間を午前9時からとし、西側出入口については午前8時30分から午前9時まで店員(1名)が交通整理にあたり安全の確保をいたします。
としており、妥当な対応がなされているものと認められること。(習志野市は、了解済)
- (3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：メガーズ八街店
- 2 所在地：八街市文違字文違野301番地3433ほか
- 3 建物設置者：株式会社ハヤシ 代表取締役 林 博史
- 4 小売業者名：株式会社メガーズ商品本部（業種：ゲーム、AVソフト、書籍販売）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 閉店時刻
 - （変更前）午後8時
 - （変更後）午前零時
 - (2) 来客者が駐車場を利用することができる時間帯の変更
 - （変更前）午前9時45分～午後8時15分
 - （変更後）午前9時45分～翌午前零時15分
 - (3) 変更年月日 平成16年12月11日
- 6 処理経過：
 - 届出日 平成16年12月10日
 - 公告縦覧期間 平成16年12月24日～17年4月24日
 - 説明会 平成17年1月21日 午後3時～、午後7時～ 八街商工会議所
- 7 市町村・住民等の意見：
 - ・八街市の意見 なし
 - ・住民等の意見 なし
- 8 県の意見 「意見なし」 平成17年6月15日通知

< 店舗概要 >

店舗面積：2,120㎡

駐車場の収容台数：118台

駐輪場の収容台数：81台

荷さばき施設の面積：なし

廃棄物等の保管施設の容量：5m³

営業時間

開店時刻：午前10時

閉店時刻：午前零時

駐車場利用可能時間帯

午前9時45分～翌午前零時15分

駐車場の出入口の数：3か所

荷さばき可能時間帯

なし

< 理由 >

- (1) 当該変更は、旧大型店法から営業していた店舗についての営業に係る閉店時刻の繰下げで、その営業時間は夜間に及ぶものであり、予測地点4地点で来客車両走行音が規制基準値を上回るが、保全対象側では規制基準値を下回ること等、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす影響は大きくないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく八街市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 尾張屋横田店
- 2 所在地 袖ヶ浦市横田字稻荷台1915番ほか
- 3 建物設置者 株式会社尾張屋 代表取締役 平野大輔
- 4 小売業者名 株式会社尾張屋 代表取締役 平野大輔
- 5 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前) 午前10時～午後8時
 (変更後) 午前8時～午後9時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前9時30分～午後8時30分
 (変更後) 午前7時30分～午後9時30分

6 変更年月日 平成16年11月13日

7 処理経過

- (1) 届出日 平成16年11月11日
- (2) 公告縦覧期間 平成16年11月3日～平成17年4月3日
- (3) 説明会開催不要承認 平成16年12月3日

8 市町村・住民等の意見

- (1) 袖ヶ浦市の意見
 - ① 来客車両の駐車場への出入りに際し、交通渋滞を招くことのないよう配慮すること。
 - ② 来客車両の駐車場への出入りに際し、歩行者の安全確保を図ること。
 - ③ 大規模地震等が発生し、店舗周辺住民が一時避難として駐車場に避難してきた場合、一時避難場所として駐車場を開放すること。
 - ④ 変更に伴い、屋外広告物を新たに表示する場合は、表示許可申請を行うこと。
 - ⑤ 駐車場での夜間における青少年のい集や付近住民への迷惑行為等が発生しないよう、適切な照明の設置や警備員の巡回等に配慮すること。
- (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- ① 店舗面積：1,980㎡
- ② 駐車場の収容台数：184台
- ③ 駐輪場の収容台数：43台
- ④ 荷さばき施設の面積：140㎡
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：36㎡
- ⑥ 営業時間
 - ・ 開店時刻：午前8時
 - ・ 閉店時刻：午後9時
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯：
午前7時30分～午後9時30分
- ⑧ 駐車場の出入口の数：2か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯：午前2時～午後5時

9 県の意見 「意見なし」 平成17年6月24日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、当該変更届出は、大規模小売店舗内における小売業者の開店時刻を午前8時に繰り上げ、閉店時刻を午後9時まで延長し、併せて、来客が駐車場を利用することができる時間帯を午前7時30分～午後9時30分に変更するものであり、その変更は夜間（午後10時～午前6時）に及ぶものではなく、交通への影響はほとんどないと考えられること。騒音の予測値も概ね基準以下であり、基準を超える荷さばき作業については従来から行っており、今回の変更によるものではなく、現状で苦情も寄せられていないこと。また、今後保全対象地域が住居地となった場合は、基準以下となるよう努めるとしていることから、店舗周辺地域の生活環境に与える影響はほとんどないと考えられること。
- (2) 法第8条第1項に基づく市の意見に対して、
 - ① 駐車場の出入口は、基本的に入口専用・出口専用の計画とし、来店するお客様の車両がスムーズに出入できるように計画します。また、繁忙期等には交通誘導員によりスムーズな誘導を行い、交通渋滞等発生しないように配慮します。
 - ② 道路沿い出入口には、工作物等設置せず、見通しのよい状態を保つことに努め、車両出入に際して歩行者が死角にならないようします。また、繁忙期等には交通誘導員により安全を確保します。
 - ③ 大規模地震等が発生した場合には、地域住民の一員として率先して協力します。
 - ④ 新たに広告物を設置する場合には表示許可の申請を行います。
 - ⑤ 駐車場出入口にはチェーンにより施錠し、夜間等営業時間外に車両等が進入できないよう運営します。
- (3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 館山ファッションモール
- 2 所在地 館山市北条字釜沼374番ほか
- 3 建物設置者 株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎
- 4 小売業者名 株式会社しまむら

5 変更しようとする事項

(1) 荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設① 午前9時～翌午前1時

荷さばき施設② 午前9時～翌午前1時

荷さばき施設③ 午前9時～翌午前1時

荷さばき施設④ 午前9時～翌午前1時

(変更後) 荷さばき施設① 午前6時～午後10時

荷さばき施設② 午前6時～午後10時

荷さばき施設③ 午前6時～午後10時

荷さばき施設④ 午前6時～午後10時

6 変更年月日 平成16年12月16日

7 処理経過

(1) 届出日 平成16年11月16日

(2) 公告縦覧期間 平成16年12月3日～平成17年4月3日

(3) 説明会開催不要承認 平成17年1月14日

<届出概要>

- ① 店舗面積：4,310㎡
- ② 駐車場の収容台数：239台
- ③ 駐輪場の収容台数：118台
- ④ 荷さばき施設の面積：271㎡
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：164㎡
- ⑥ 営業時間
 - ・ 開店時刻：午前10時
 - ・ 閉店時刻：翌午前9時
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯：
午前8時30分～翌午前8時30分
- ⑧ 駐車場の出入口の数：1か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯：午前6時～午後10時

8 市町村・住民等の意見

- (1) 館山市の意見 ①搬入及び荷さばきを行う時間帯が、概ね午前7時から午前8時まで並びに午後3時から午後5時（近隣学校の登下校の時間帯）となる場合には、周辺を歩行あるいは自転車にて通行している小中学校・高等学校の児童生徒に特に注意を払い、交通事故防止に努められたい。
- ②午前6時から午後7時までの早朝の時間帯に搬入及び荷さばきを行う場合には、他の荷さばき可能時間帯より以上の騒音防止に努められたい。
- (2) 住民等の意見 なし

9 県の意見 「意見なし」 平成17年6月24日通知

<理由>

- (1) 該変更届出は、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯を、荷さばき施設①から④の各施設において、午前9時～翌午前1時を午前6時～午後10時に変更するもので、その変更は夜間（午後10時以降）に及ぶものではなく、交通への影響はほとんどないと考えられ、騒音の予測値も全て基準値を満たしていることから、店舗周辺地域の生活環境に与える影響はほとんどないと考えられる。
- (2) 市意見については、設置者から市意見に対応する旨の報告書が提出され、
- ① 交通事故防止に努め、なるべく午前8時から午前9時までに搬入を行うようにします。
- ② 騒音防止に努め、なるべく午前8時から午前9時までに搬入を行うようにします。
- (3) 第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 コジマNEW君津店
- 2 所在地 君津市空師1丁目14番地16ほか
- 3 建物設置者 株式会社マルエツ開発 代表取締役 高橋恵三 ほか
- 4 小売業者名 株式会社コジマ 代表取締役 小島章利 ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
 (変更前) 午後8時(年間60日は午後9時)
 (変更後) 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前9時30分～午後8時30分(年間60日は午前9時30分～午後9時30分)
 (変更後) 午前9時30分～午後9時30分
- 6 変更年月日 平成16年12月11日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成16年12月10日
 - (2) 公告縦覧期間 平成16年12月24日～平成17年4月24日
 - (3) 説明会開催不要承認 平成17年1月11日
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 君津市の意見
 - ①事業系一般廃棄物減量計画の作成
 - ②事業系一般廃棄物の保管場所の設置
 - ③騒音規制法及び君津市環境保全条例に基づく特定施設が設置されている場合は速やかに届け出ること。
 - ④閉店時刻を変更した後に、敷地境界における騒音を測定し、騒音規制法及び君津市環境保全条例に定める規制基準の遵守を確認すること。
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- ① 店舗面積：3,433㎡
- ② 駐車場の収容台数：114台
- ③ 駐輪場の収容台数：66台
- ④ 荷さばき施設の面積：78㎡
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：16㎡
- ⑥ 営業時間
 - ・ 開店時刻：午前10時
 - ・ 閉店時刻：午後9時
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯：
午前9時30分～午後9時30分
- ⑧ 駐車場の出入口の数：2か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯：午前8時～午後9時

9 県の意見 「意見なし」 平成17年6月24日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、当該変更届出は、大規模小売店舗内における小売業者の閉店時刻及び来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更(延刻)であり、その変更は夜間(午後10時～午前6時)に及ぶものではなく、交通への影響はほとんどないと考えられること。騒音の予測値も基準値を満たしているため、店舗周辺地域の生活環境に与える影響はほとんどないと考えられること。

- (2) 法第8条第1項に基づく市の意見に対して、
 - ①君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第19条から第22条に従い、事業系一般廃棄物減量計画を作成し、当該計画書を市長に届け出いたします。
 - ②君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第23条から第24条に従い、当該保管場所について市長に届出いたします。
 - ③騒音規制法及び君津市環境保全条例に基づく特定施設が設置されている場合は、速やかに届でいたします。
 - ④騒音規制法及び君津市環境保全条例に定める規制基準を遵守いたします。

- (3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。